



ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

この法律は、愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛玩動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしています。このような規制措置により、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。

ペットフード安全法の概要



○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので、動物用医薬品等以外のもの
(動物用医薬品等は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律によって規制されますので、本法の対象外です。)

○ペットフードの基準・規格の設定

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

○製造業者等の届出

ペットフードの輸入業者又は製造業者に、氏名、事業場の名称等の届出を義務化

○帳簿の備付け

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者(小売の場合は除く)は、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載することを義務化

○報告徴収、立入検査等

国と(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、報告徴収及び立入検査等を実施

ホームページに掲載している事業者のみなさま向けQ&Aや各種資料もご活用ください。

農林水産省/ペットフードの安全関係(「ペットフード 安全関係」で検索)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>



規制のポイント

届出

- ◆ 法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、それらの行為を行う前に届出が必要となります。
- ◆ 届出は、主たる事務所(本社等)が所在する都道府県の農林水産省地方農政局等(一覧参照)に行ってください。
- ◆ なお、届出事項に変更を生じた場合や事業を廃止・承継した場合にも、速やかに届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 届出書(正本と写し1通ずつ、控えが必要な場合はさらに写し1通)
- 事業者が実在することを証明する書面(登記簿謄本など)



※詳細は農林水産省等のホームページに掲載しております。届出書の様式もダウンロードすることができます。

帳簿の備付け

- ◆ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、2年間保存する必要があります。

帳簿の記載が必要な場合と記載事項



ペットフードを輸入した場合

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの荷姿 |
| ○輸入年月日 | ○ペットフードの製造国名、製造業者の名称、 |
| ○輸入先国名、輸入相手方の名称 | 原材料の名称 |

ペットフードを製造した場合

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○原材料の名称・数量 |
| ○製造年月日 | ○原材料の譲受けの年月日、相手方の名称 |

ペットフードを事業者に販売した場合

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの譲渡しの年月日 |
| ○相手方の名称 | ○ペットフードの荷姿 |

立入検査

- ◆ 国及びFAMICが輸入業者、製造業者、販売業者等に対して行い、原則として無通告で実施します。
- ◆ 帳簿の備付けの状況、輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認します。
- ◆ 製品を分析するため、集取する場合があります。

ペットフードの表示

◆ ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所について、日本語で表示することが義務付けられています。

<表示例>



①名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることも可能

■成犬用総合栄養食
■内容量: 10kg
■与え方: 成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
■成分: 粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■賞味期限: 袋の底に年月で印字
(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

■原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B₂、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国名: 日本

■製造者: ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇〇町1-2-3

③原材料名

原則として、使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載

ペットフード安全法では、原材料名の記載順序は特に規定していませんが、消費者に対する適切な情報提供の観点からは、原則、多い順に記載することが望ましいでしょう

添加物として甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤、発色剤が使われている場合は、添加物名と用途名の両方の記載が必要です

例: 酸化防止剤(ミックストコフェロール)

↑
用途名

↑
添加物名

②賞味期限

年月日又は年月により表示
例: 2021 08

④原産国名

実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所

・事業者の種別(製造業者、輸入業者、販売業者、製造者、輸入者、販売者のいずれかに限ります)
・名称
・住所
を表示してください

ペットフードの表示の詳細については、こちらをご参照ください。

➤ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-38.pdf> 【1】
(特に第3、3、(3)表示の基準(成分規格等省令別表の3)をご参照ください)

【1】



➤ 農林水産省/ペットフードの安全関係(ペットフード安全法に関するQ&A)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html> 【2】

【2】



➤ 販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について

http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/25_5295.html 【3】

【3】



《ペットフード安全法以外の法令確認》

ペットフード中に含まれる成分やラベルの表示などによっては、動物用医薬品に該当する場合があります。動物用医薬品として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の適用を受けるかどうかは、下記ホームページをご参照下さい。

◇ 農林水産省 動物用医薬品等に該当するか否かの考え方

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/index.html) 【4】

【4】



◇ ペットフード公正取引協議会 (<http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html>) 【5】

【5】



ペットフードの安全基準

◆ペットフードの安全を確保するため、科学的知見等を踏まえ、以下の安全基準が設定されました。

成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

| 分類 | 物質等 | 上限値 (μg/g) (注) |
|----------|-----------------------|---------------------------------------|
| かび毒 | アフラトキシンB ₁ | 0.02 |
| | デオキシニバレノール | 2 (犬用), 1 (猫用) |
| 重金属等 | カドミウム | 1 |
| | 鉛 | 3 |
| | 砒素 | 15 |
| 有機塩素系化合物 | BHC | 0.01 (α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及び δ-BHCの合計量) |
| | DDT | 0.1 (DDD及びDDEを含む。) |
| | アルドリン・ディルドリン | 0.01 (合計量) |
| | エンドリン | 0.01 |
| | ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド | 0.01 (合計量) |
| 農薬 | クロルピリホスメチル | 10 |
| | ピリミホスメチル | 2 |
| | マラチオン | 10 |
| | メタミドホス | 0.2 |
| | グリホサート | 15 |
| 添加物 | エトキシキン・BHA・BHT | 150 (合計量) 犬用は、エトキシキン75 μg/g以下 |
| | 亜硝酸ナトリウム | 100 |
| その他 | メラミン | 2.5 |

(注)水分量10%の場合の上限値。添加物の単位はg/t

製造方法の基準

ペットフードの製造に当たっては、以下の基準を満たす必要があります。

| 分類 | 物質等 | 基準 |
|-------|------------|---|
| 有害微生物 | 有害微生物全般 | 加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと |
| 添加物 | プロピレングリコール | 猫用には用いてはならない |
| 原料全般 | その他の有害物質等 | 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない |

【安全基準の見直し】

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。

(最新のお問い合わせ先は、ペットフードの安全関係のページ(<http://www.maff.go.jp/j/syuan/tikusui/petfood/index.html>)にてご確認ください)

届出の提出等のため訪問される際には、事前に担当者の予定をご確認いただきますようお願いいたします。

| 名称 | 郵便番号 | 住所 | 電話 | FAX |
|----------------|----------|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 北海道農政事務所 | 064-8518 | 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22エムズ南22条ビル | 011-330-8816 | 011-520-3056 |
| 北海道農政事務所函館地域拠点 | 040-0032 | 北海道函館市新川町25-18(函館地方合同庁舎) | 0138-38-9029 | 0138-26-7744 |
| 北海道農政事務所旭川地域拠点 | 078-8506 | 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川地方合同庁舎) | 0166-30-9302 | 0166-35-9480 |
| 北海道農政事務所釧路地域拠点 | 085-0017 | 北海道釧路市幸町10丁目3番(釧路地方合同庁舎) | 0154-99-9044 | 0154-23-4174 |
| 北海道農政事務所帯広地域拠点 | 080-0016 | 北海道帯広市西6条南7丁目3(帯広地方合同庁舎) | 0155-24-3154 | 0155-24-2420 |
| 北海道農政事務所北見地域拠点 | 090-0018 | 北海道北見市青葉町6-8(北見地方合同庁舎) | 0157-23-7781 | 0157-23-7787 |
| 東北農政局青森県拠点 | 030-0861 | 青森県青森市長島1丁目3番25号(青森法務総合庁舎) | 017-775-2154 | 017-775-8215 |
| 東北農政局岩手県拠点愛宕庁舎 | 020-0013 | 岩手県盛岡市愛宕町13番33号 | 019-624-1521 | 019-624-9170 |
| 東北農政局 | 980-0014 | 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号(仙台合同庁舎A棟) | 022-221-6097 | 022-263-6570 |
| 東北農政局秋田県拠点 | 010-0951 | 秋田県秋田市山王7丁目1番5号 | 018-862-5614 | 018-862-5168 |
| 東北農政局山形県拠点 | 990-0023 | 山形県山形市松波1丁目3番7号 | 023-622-7233 | 023-622-7249 |
| 東北農政局福島県拠点 | 960-8073 | 福島県福島市南中央3-36(福島県土地改良会館3階) | 024-534-4141 | 024-533-8293 |
| 関東農政局茨城県拠点 | 310-0061 | 茨城県水戸市北見町1-9 | 029-221-2185 | 029-221-2943 |
| 関東農政局栃木県拠点 | 320-0806 | 栃木県宇都宮市中央2-1-16 | 028-633-3421 | 028-633-4073 |
| 関東農政局群馬県拠点 | 371-0025 | 群馬県前橋市紅雲町1-2-2 | 027-221-1184 | 027-224-6335 |
| 関東農政局 | 330-9722 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館) | 048-740-5065 | 048-601-0548 |
| 関東農政局千葉県拠点 | 260-0014 | 千葉県千葉市中央区本千葉町10-18 | 043-380-0778 | 043-379-0853 |
| 関東農政局東京都拠点 | 135-0062 | 東京都江東区東雲1-9-5(東雲合同庁舎) | 03-5144-5272 | 03-5144-5283 |
| 関東農政局神奈川県拠点 | 231-0003 | 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57(横浜第2合同庁舎) | 045-211-1333 | 045-211-1337 |
| 関東農政局山梨県拠点 | 400-0031 | 山梨県甲府市丸の内1-1-18(甲府合同庁舎10階) | 055-254-6012 | 055-254-6058 |
| 関東農政局長野県拠点 | 380-0846 | 長野県長野市旭町1108(長野第一合同庁舎) | 026-233-2995 | 026-235-1657 |
| 関東農政局静岡県拠点 | 420-8618 | 静岡県静岡市葵区東草深町7-18 | 054-246-6125 | 054-246-5001 |
| 北陸農政局新潟県拠点 | 951-8035 | 新潟県新潟市中央区船場町2-3435-1 | 025-228-5212 | 025-223-7288 |
| 北陸農政局富山県拠点 | 930-0856 | 富山県富山市牛島新町11-7(富山地方合同庁舎) | 076-441-9311 | 076-441-9327 |
| 北陸農政局 | 920-8566 | 石川県金沢市広坂2丁目2番60号(金沢広坂合同庁舎) | 076-232-4106 | 076-261-9523 |
| 北陸農政局福井県拠点 | 910-0859 | 福井県福井市日之出3-14-15(福井地方合同庁舎) | 0776-30-1625 | 0776-30-1631 |

事業者のみなさまからのペットフード安全法に関するお問い合わせ先 2/2

(最新のお問い合わせ先は、ペットフードの安全関係のページ (<http://www.maff.go.jp/j/syuan/tikusui/petfood/index.html>) にてご確認ください)

届出の提出等のため訪問される際には、事前に担当者の予定をご確認いただきますようお願いいたします。

| 名称 | 郵便番号 | 住所 | 電話 | FAX |
|------------------|----------|--------------------------------------|--------------|--------------|
| 東海農政局岐阜県拠点 | 500-8288 | 岐阜県岐阜市中鶯2-26 | 058-271-4045 | 058-277-3949 |
| 東海農政局 | 460-8516 | 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 | 052-223-4670 | 052-220-1362 |
| 東海農政局三重県拠点 | 514-0006 | 三重県津市広明町415-1 | 059-228-3153 | 059-229-0577 |
| 近畿農政局滋賀県拠点 | 520-0044 | 滋賀県大津市京町3-1-1(大津びわ湖合同庁舎) | 077-522-4269 | 077-526-3062 |
| 近畿農政局 | 602-8054 | 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎) | 075-414-9000 | 075-417-2149 |
| 近畿農政局大阪府拠点 | 540-0008 | 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44(大阪合同庁舎1号館) | 06-6941-9021 | 06-6941-9011 |
| 近畿農政局兵庫県拠点 | 650-0024 | 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎) | 078-331-9944 | 078-331-9948 |
| 近畿農政局奈良県拠点 | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町387(奈良第3地方合同庁舎) | 0742-32-1874 | 0742-36-2985 |
| 近畿農政局和歌山県拠点 | 640-8143 | 和歌山県和歌山市二番丁3(和歌山地方合同庁舎) | 073-436-3857 | 073-436-5002 |
| 中国四国農政局鳥取県拠点 | 680-0845 | 鳥取県鳥取市富安2-89-4(鳥取第一地方合同庁舎) | 0857-22-3131 | 0857-24-6775 |
| 中国四国農政局島根県拠点 | 690-0001 | 島根県松江市東朝日町192 | 0852-24-7404 | 0852-24-7395 |
| 中国四国農政局 | 700-8532 | 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号(岡山第2合同庁舎) | 086-227-4302 | 086-224-4530 |
| 中国四国農政局広島県拠点 | 730-0012 | 広島県広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎2号館6階) | 082-228-9630 | 082-228-5827 |
| 中国四国農政局山口県拠点 | 753-0088 | 山口県山口市中河原町6-16(山口地方合同庁舎1号館3階) | 083-922-5204 | 083-928-0736 |
| 中国四国農政局徳島県拠点 | 770-0943 | 徳島県徳島市中昭和町2-32 | 088-622-6136 | 088-655-9136 |
| 中国四国農政局香川県拠点 | 760-0019 | 香川県高松市サンポート3番33号(高松サンポート合同庁舎南館5階) | 087-883-6502 | 087-883-6505 |
| 中国四国農政局愛媛県拠点 | 790-8519 | 愛媛県松山市宮田町188番地(松山地方合同庁舎) | 089-932-1379 | 089-932-1873 |
| 中国四国農政局高知県拠点 | 780-0870 | 高知県高知市本町4-3-41(高知地方合同庁舎) | 088-875-2155 | 088-872-7547 |
| 九州農政局福岡県拠点 | 812-0018 | 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 | 092-281-8261 | 092-281-8268 |
| 九州農政局佐賀県拠点 | 840-0803 | 佐賀県佐賀市栄町3-51 | 0952-23-3137 | 0952-29-5609 |
| 九州農政局長崎県拠点 | 852-8106 | 長崎県長崎市岩川町16-16(長崎地方合同庁舎) | 095-845-7125 | 095-845-7180 |
| 九州農政局 | 860-8527 | 熊本県熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎) | 096-211-9255 | 096-211-9700 |
| 九州農政局大分県拠点 | 870-0047 | 大分県大分市中島西1-2-28 | 097-532-6132 | 097-532-9251 |
| 九州農政局宮崎県拠点 | 880-0801 | 宮崎県宮崎市老松2-3-17 | 0985-22-5803 | 0985-22-3384 |
| 九州農政局鹿児島県拠点 | 892-0817 | 鹿児島県鹿児島市小川町3-64 | 099-222-0124 | 099-223-7302 |
| 九州農政局鹿児島県拠点鹿屋駐在所 | 893-0064 | 鹿児島県鹿屋市西原4丁目5番1号鹿屋合同庁舎1F | 0994-43-4136 | 0994-43-8747 |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号(那覇第2地方合同庁舎2号館) | 098-866-1672 | 098-860-1195 |